

職業紹介を希望されるみなさまへ

事業所名：損保ジャパンキャリアビューロー株式会社
有料職業紹介事業許可番号 / 13-ユ-080295

職業安定法第32条の13、職業安定法施行規則第24条の5に則り、以下項目を明示します。ご確認ください。

取り扱うべき職種の範囲・その他業務範囲

職業紹介における当社の取扱業務範囲は、全職種です。（港湾運送業務及び建設業務を除く）
取扱地域は、日本全国です。

手数料に関する事項

求職者から受領する手数料：職業紹介に関する求職受付の際、手数料は一切申し受けません。

苦情処理に関する事項

求職者からの苦情については、誠意をもって対応します。
苦情申出先：各事業所の職業紹介責任者

個人情報の取扱いに関する事項

個人情報の取扱者は、各事業所の職業紹介責任者です。
個人情報については、職業安定法、同法指針および個人情報保護法を遵守して取扱いします。

求職者情報の取扱いに関する事項

求職者情報の取扱者は、各事業所の職業紹介責任者です。
求職者の情報は、職業紹介事業に係るものに限りします。

返戻金制度に関する事項

当事業所は返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、以下のとおり紹介手数料の一部を返戻する制度）を設けています。

なお、求人者との契約において以下と異なる取り決めを行う場合がございます。

- （１）入社後１ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 ５０％
- （２）入社後３ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 ３０％

※ その他ご不明な点は、お気軽にお尋ねください。どうぞよろしくお願いいたします。

各事業所お問い合わせ先

本社事業部／03-5909-0230	コールセンター事業部／03-6258-0300	札幌事業所／011-200-7887
秋田事業所／018-888-9077	大阪事業所／06-6459-7722	佐賀事業所／0952-27-7705

職業紹介を希望される企業のみなさまへ

事業所名：損保ジャパンキャリアビューロー株式会社
有料職業紹介事業許可番号 / 13-ユ-080295

職業安定法第32条の13、職業安定法施行規則第24条の5に則り、以下項目を明示します。ご確認ください。

取り扱うべき職種の範囲・その他業務範囲

職業紹介における当社の取扱業務範囲は、全職種です。（港湾運送業務及び建設業務を除く）
取扱地域は、日本全国です。

手数料に関する事項

成功報酬制となります。職業紹介が成約した場合、求人企業様からの手数料は別紙1の届出手数料率の範囲内において、求人企業様と合意した金額とし、契約書、覚書等に定めるものとします。

苦情処理に関する事項

求人者からの苦情については、誠意をもって対応します。
苦情申出先：各事業所の職業紹介責任者

個人情報の取扱いに関する事項

個人情報の取扱者は、各事業所の職業紹介責任者です。
個人情報については、職業安定法、同法指針および個人情報保護法を遵守して取扱いします。

求人者情報の取扱いに関する事項

求人者情報の取扱者は、各事業所の職業紹介責任者です。
求人者の情報は、職業紹介事業に係るものに限りします。

返戻金制度に関する事項

当事業所は返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、以下のとおり紹介手数料の一部を返戻する制度）を設けています。

なお、求人者との契約において以下と異なる取り決めを行う場合がございます。

- （１）入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%
- （２）入社後3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 30%

※ その他ご不明な点は、お気軽にお尋ねください。どうぞよろしくお願いいたします。

各事業所お問い合わせ先

本社事業部／03-5909-0230	コールセンター事業部／03-6258-0300	札幌事業所／011-200-7887
秋田事業所／018-888-9077	大阪事業所／06-6459-7722	佐賀事業所／0952-27-7705

有料職業紹介手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	1,000 円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50% (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50% 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 10% 手数料負担者は 求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索サービス	着 手 金 3,000,000 円 活 動 費 活動 1 日あたり 50,000 円 成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50% (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50% 手数料負担者は 求人者 とします。

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。